



裁判所における調停

お問い合わせ先

鹿児島家庭裁判所
鹿児島簡易裁判所

099-222-7121

相談内容

父の死亡で兄と遺産分割について協議中ですがうまくまとまりません。裁判はしたくないのですが、裁判所に「調停」という制度があると聞きました。どのようなものが教えてください。

相談処理内容

日常生活において離婚、境界、金銭貸借などの法的トラブルが生じた場合、最終的な解決方法は裁判ですが、裁判には相当の日時・労力・費用が必要で、なによりも今後の人間関係を考慮すれば、裁判ではなく話し合いによる解決が望ましいといえます。そこで、裁判所が仲介する調停制度が設けられています。今回は裁判所における調停の種類や内容などその概要をご紹介します。

調停の種類と管轄裁判所

調停区分	調停対象	裁判所区分	管轄裁判所	摘要
①家事調停	家庭内及び親族間のトラブル	家庭裁判所	①相手方住所地の管轄裁判所 ②当事者双方が合意したときはその裁判所	①家庭内の家事事件のすべてが調停の対象ではなく、審判に付されるものもあります。(失踪宣告など) ②申立は、支部・出張所でも可能です。
②民事調停	近隣関係、金銭貸借など	簡易裁判所	上記に同じ	終了までの手続きが簡単で自分一人ですべて対応できます。
③特定調停	借金返済方法の変更	簡易裁判所	上記に同じ	特定調停は、民事調停の一部です。

調停の手続き

- ①管轄裁判所へ調停申立書を提出します。
 - ②裁判官1名及び2名以上の民間調停員からなる「調停委員会」が、非公開で当事者・関係者から事情・意向を聴取し、双方の合意形成を図ります。基本的には同席ではなく別々です。
 - ③調停が成立すれば、裁判所が調停調書を作成します。
 - ③調停が成立しなければ、調停は終了します。ただし、家事調停の中には自動的に審判手続きに移行するものがあります。
- なお、調停の申立てには法的トラブルの存在が前提となりますが、申し立ててもすべて調停が成立するわけではありません。合意に達しなければ調停不成立で調停は終了しますが、納得いかない場合は、改めて裁判を提起する必要があります。
- また、家事調停における離婚などについては、訴訟を提起する前に先ず調停を申立てなければならないとされています。(調停前置主義)

調停内容が守られないときは

調停調書には判決と同じ効力がありますが、その内容が守られない場合、裁判所への申立てにより「履行確保」または「強制執行」の手続きがとられます。

履行確保：家事調停において、管轄の家庭裁判所が債務者に対し債務履行を勧告する制度

強制執行：各調停において、地方裁判所が債務者の財産(不動産、給料など)を差し押さえて、その財産から強制的に支払いを受ける手続き

調停の費用と所要期間

調停区分	主な調停対象(トラブル例)	費用	終了までの所要期間	摘要
家事調停	①離婚などの夫婦関係 ②扶養などの親子関係 ③遺産分割などの相続関係	①手数料1,200円 ②所要の郵便切手代	ほとんどが6ヶ月以内に終了するが、事案によっては長期に及ぶ場合がある。	・手数料納入は収入印紙の貼付による。 ・郵便切手代は関係者の人数による。
民事調停	①金銭貸借 ②借地・借家関係 ③交通事故関係 ④隣とのトラブル ⑤公害関係 ⑥売買代金の支払い	①手数料は係争額による。 10万円まで 500円 100万円→ 5,000円 1000万円→25,000円 ②所要の郵便切手代	全体の8割以上が3ヶ月以内に解決	・手数料及び郵便切手代は上記に同じ
特定調停	借金返済が困難な場合の返済方法の変更についての債権者との調整 ①毎月返済額の減額 ②返済期限の延長 ③分割払いへの変更	①手数料は、債権者1社につき500円 ②所要の郵便切手代	1ヶ月半～2ヶ月	・手数料及び郵便切手代は上記に同じ

※終了の形態としては調停の成立・不成立のほか取り下げがあります。